

「SLAPP」とは何か

「公的意見表明の妨害を狙って提訴される民事訴訟」被害防止のために

鳥賀陽弘道

1 はじめに

「SLAPP」(Strategic Lawsuit Against Public Participation)とは耳慣れない言葉だと思ふ。一九八〇年代にアメリカで生まれた法概念で「公的意見表明 (public speech) の妨害を狙って提訴される民事訴訟」をいう。英語でいう public speech は「市民による広範な公的意見表明」を指す。日本語の「言論の自由」が「報道機関あるいは職業言論人の活動の自由」という理解が優勢なのに対して、public speech ではむしろ「報道」はその一部にすぎない。例を挙げよう。「道路の拡張工事に反対する住民グループのウェブサイトを立ち上げる」「ゴミ処分場建設の住民説明会で意見を言う」

「地方政府の役所に工事現場の騒音や振動の苦情を言う」「欠陥住宅を監督官庁に報告する」「公安委員会や教育委員会に警官や教師への苦情を申し立てる」「民事訴訟を起す」「報道機関の取材を受ける」。SLAPP はこうした free speech の発言者を狙って提訴される。SLAPP の一義的な被害者は非職業言論人なのである。一九七〇年代から八〇年代にかけて市民運動が盛んになるなか、反対運動を起こされた企業側が発言者を被告に提訴する「名誉毀損」「業務妨害」などの民事訴訟が頻発した。SLAPP として問題になる訴訟の性質を英語で「meritless」(実体がない、訴訟として成立しない、争う益のない)と形容する。「相手を疲弊させることだけを狙った、争う意味のない訴訟」だった。とはいえ、SLAPP という法概念

がなかったころには、こうした訴訟が社会問題として認識されることもなかった。状況が一変したのは、デンバー大学の法学者 George W. Pring 教授と社会学者 Penelope Canan 教授が、全米で行った訴訟を対象とする統計調査に基づいて「SLAPP」(slap = 『ビンタ』と同じ発音をかけた造語)という名前を考案、この法概念を提唱した時だ。この研究発表が引き金になり、州議会議員や弁護士、市民団体の間で SLAPP を憲法上の権利を侵害する社会問題ととらえ被害防止策を求める活動が活発になった。州ごとに法制定が始まるのは一九九〇年ごろである。二〇一〇年二月の時点で、カリフォルニア、ニューヨークなど主要州を含む二七州と一地域(グアム)に SLAPP 被害防止のための成文法または判例法がある。〇九年一二月には、初

めての SLAPP 被害防止のための連邦法案が下院に提出された。

私は朝日新聞社の記者として地方裁判所や検察庁の取材経験はあるが「司法」を専門とするわけではない。その私がこの「SLAPP」に興味を持ったのは、自分自身が日本版 SLAPP 訴訟の被害に遭ったからである。二〇〇六年一月にヒットチャートで有名な「オリコン」が私を相手取って名誉毀損で五千万円の損害賠償を請求した「オリコン裁判」²がそれである。詳しくは後述するが、自分が当事者になって初めて、取材記者の立場ではわからなかった、日本の民事裁判のさまざまな問題を体験した。その答えを見つけないとインターネットやメールでのリサーチを重ねるうちに、驚くような日本国外の事情を知った。アメリカには SLAPP という法概念があり、オリ

コン訴訟はその定義にびったり合致すること。アメリカはじめ世界に被害防止法があること(とはいえ、アメリカ以外の国での動きはインターネットで見つかる範囲内の情報しかない。読者諸兄のご教示を仰ぐ)。

一方、日本ではSLAPPという概念はまったくといっていいほど知られていない。文献³⁾さえ翻訳されていない。私が取材して回った範囲では、弁護士や裁判官など法実務家はもちろん、ジャーナリストや学者の間でも知る人は絶無だった⁴⁾。また、自分の訴訟の経験の中からも、日本の裁判所や弁護士が訴訟のSLAPP的な要素を考慮しないことは明白だった。

さらに取材を進めてみると、日本でも過去一〇年ほどの間にSLAPPの定義に合致する訴訟が起きていることがわかった。つてをたどって弁護士やジャーナリスト、研究者に尋ねてみるという原始的な手法ですら、全国で一件近くが網にかかってきた。私はその当事者や弁護士に会い、裁判書類を集めた。やはり、当事者はもちろん、その弁護士たちも「SLAPP」という言葉を聞いたことすらなかった。つまり、日本にはSLAPP訴訟の定義やその被害防止のための法的措置について、取材に答えてもらえるほど

の知識を持つ人が見つからないのだ。

それなら自分でSLAPP被害防止法が整備されているアメリカに行って調べてみようと思いついた。オリコン裁判が終結してすぐの〇九年八月から準備を始めた。自費で二三日間、アメリカ全土三万キロ弱を取材して回ったのは、今年二月である。前出のPing, Canan⁵⁾両教授をはじめ、SLAPP訴訟にかかわる原告、被告側双方の弁護士、被害防止法の制定にかかわった議会関係者、NGO、訴訟被告など一〇人前後に面談、さらに数人にメールや電話で取材した。また、全米最大の人口を持ち、包括的なSLAPP被害防止法を持つカリフォルニア州をテストケースに選び、法制定の歴史や社会背景、条項、実際の裁判例などについて関係者に会って話を聞いた。

本稿の目的は、法律の専門家である皆さんに、日本やアメリカで私が取材してきた報告をお目につけ、知識と意見を仰ぐことだ。日本でもSLAPP訴訟による被害や権利侵害が現実起きて以上、その救済のためにアメリカのような「SLAPP訴訟被害防止法」を含む何らかの法的措置が必要だと私は考えている。広範な意見交換の材料のひとつとして、私のレポートが役立ってくれるよう願っている。

二 日本の事例(敬称略)

こうした「憲法で保障されている公的意見表明の権利を行使した結果、民事訴訟を起こされ、その裁判コストによる苦痛を負わされた」というSLAPPの例は日本でも二〇〇〇年ごろから散見されるようになってきた。その主な特徴は次のとおりだ。

- (1) 公的な意見表明(多くの場合、反対や批判)をきっかけに、あるいは理由に提訴される。
- (2) 被告に苦痛を与えるために提訴される。
- (3) ゆえに原告は裁判で勝つことを最重要視しない。
- (4) 原告と被告は公的問題(public issue)の当事者である。
- (5) 提訴によって被告には裁判コストの負担が加罰的に作用する。
- (6) 被告や他の批判・反対者に恐怖感を与え、さらなる批判・反対を封じる(chilling effectと呼ばれる)。
- (7) 提訴によって公的問題が法廷内部の法的論争に矮小化され、本来議論されるべき公的問題が放置される。

1 ホイッスル・ブローワー(内部通

報者)が被告になった事例(新銀行東京訴訟)

原告 新銀行東京(東京都新宿区)
被告 横山剛

提訴 〇八年八月四日

(概要) 石原慎太郎東京都知事選挙公約(中小企業の救済)実現のために「新銀行東京」が設立された。が不良債権が多発し東京都は約一四〇〇億円の公的資金を投入した。この融資先の決定について「都幹部から銀行幹部に圧力があった」ことを両者の会議に立ち会った元行員・横山剛が、会議録と録音を証拠にテレビ番組「サンデープロジェクト」と週刊誌「週刊現代」で実名で証言した。

同行は、上記の報道内容について「証言は横山の守秘義務契約違反」として、横山個人を相手取り一三二〇万円の損害賠償を求めて提訴。報道したテレビ朝日と講談社は訴えなかった。両社とも横山の要請にもかかわらず訴訟参加など横山への協力を拒否したため、横山は個人で弁護士費用や裁判準備などすべてを負担した。精神・経済的疲労から横山は〇九年一月、会議録の返還と録音の消去などを条件に原告との和解を受け入れた。

(SLAPP性)

*報道を通じた横山の公的意見表明

を理由に提訴。

* 報道機関を訴訟から意図的に除外し、個人に裁判コストを負わせた。

* 他の潜在的な内部通報者に「見せしめ」効果を及ぼした。

* 「新銀行東京を批判すると何をするか」「税金の投入は適正なのか」という公的問題が、訴訟によって「行員の守秘義務違反か否か」という別の議題に矮小化された。本来議論すべき議題が議論されないままになった。

* 「新銀行東京の経営は適正なのか」「税金の投入は適正なのか」という公的問題が、訴訟によって「行員の守秘義務違反か否か」という別の議題に矮小化された。本来議論すべき議題が議論されないままになった。

2 マンション建設をめぐる住民運動が標的になった事例(フージャー訴訟)

原告 不動産開発会社「フージャースコーパーレション」(本社・東京都千代田区)

被告 建設現場の近隣住民三人。

提訴 ○七年九月二〇日。○九年二月二四日、訴えを変更。

(概要) 千葉県船橋市に建設された「デュオヒルズ津田沼前原」(地上一三階建て。一〇七戸。○九年五月末にマンションは完成)をめぐる、近隣住民が反対運動を展開。七〇人ほどの住民

運動体の中で活発な三人を被告に選び、同社や「建設現場へのトラックの往来を妨害された」などとして二〇〇〇万円の損害賠償訴訟を起こした。

提訴の四事実のうちの一つで、被告女性が自宅前で同マンションについて見知らぬ男女と立ち話をした内容が知らない間に録音され、その文言が名誉毀損であるとして五〇〇万円の訴訟が提訴された。同社は準備書面の中で会話を隠し録りした二人が同社社員であると認めている。また訴訟と同時に進行していた地元住民との話し合いで、同社は訴訟の取り下げと引き換えに、住民運動のホームページの閉鎖、住民の私有地に掲げられていたマンション建設反対の幟旗、看板などを撤去することを求めた。

被告にされた男性が呼吸不全で入院するなどの負担が大きくなった被告側は○九年九月、ホームページ、幟旗や看板の撤去、反対運動の中止などを条件とする和解に応じた。

(SLAPP性)

* ホームページや幟旗、看板などの公的意見表明を理由に提訴された。
* 訴訟の被告を意図的に選択して孤立させた。

* 他の反対者や批判者に「見せしめ」効果を及ぼした。

* 「このマンションの建設は正当なのか」「低層住宅地に高層マンションの建設は適当なのか」という本来の公的問題が、訴訟によって「工事妨害は成立するのか」「立ち話は名誉毀損なのか」(原告がでっち上げを認めているような提訴ですら)という別の議題に矮小化された。本来議論すべき議題が議論されないままになった。

3 労働組合の結成が標的にされた事例(DHC訴訟)

原告 デイリーエイチシー
被告 労働組合ネットワークユニオン東京DHC分会の四人
提訴 二〇〇五年一月

(概略) ○三年一月、健康食品や化粧品通販で有名な同社は、翻訳・通訳事業部を縮小するために一〇人を解雇。そのうちの四人(三十〜五十歳の男女二人ずつ)がネットワークユニオンに加入しDHC分会を結成した。○四年三月、従業員としての地位確認を求めて提訴した。

DHC社は同分会が開設したホームページに掲載したコラムや、リンクした他ホームページの記述が名誉毀損だとして五千万円を求め提訴。○五年一月、東京地裁は原告の請求を棄却。原告は控訴したが、○六年一月東京高

裁で一人二〇〇万七〇〇万円の「和解金」を支払うことで和解が成立。

また同社は、同じ四人の中の中心的な一人(分会書記長)がウェブサイトで公開していた業務用文字数カウンントソフトウエアを「著作権侵害」として約一〇二四万円の損害賠償を求める訴訟を○五年一月に提訴。公開していたソフトは公開を原則とした「オープンソース型」なのに、公開を「著作権侵害」と提訴した。前記訴訟と同時に和解が成立。

(SLAPP性)

* 労働組合の結成という公的な意見表明を理由に提訴された。

* 批判者・反対者を孤立させる目的のため、被告を意図的に選択した。
* 他の反対者や批判者に「見せしめ」効果を及ぼした。

* 「DHCの解雇処分は正当なのか」「労働基本権の侵害ではないのか」という本来の公的問題が、訴訟によって「ホームページ表現の名誉毀損」「オープンソース型ソフトウエアの公開は著作権侵害なのか」という別の議題に矮小化された。本来議論すべき議題が議論されないままになった。

4 環境保護運動が被告にされた事例(馬毛鳥訴訟)

原告 馬毛島開発株式会社（鹿児島県西之表市）

被告 鹿児島県種子島の漁業者など
馬毛島の開発に反対する一九人

提訴 ○八年一月

（概略）馬毛島は種子島の西北一二キロにある面積八・四平方キロの無人島。採石などの事業者である「馬毛島開発」が総面積の九九％を買取った。採石、飛行場建設など同社が計画した事業に漁業者などが○二年前ごろから反対し、運動を展開。差し止め請求、仮処分申請など六件の訴訟が起きた。

○八年一月、同社は前記六件の訴訟原告一九人を相手取って、反対運動側が起こした訴訟すべてをまとめて「不当提訴」と主張、一二〇〇万円の損害賠償を求めた。ところが○九年一月になって突然「訴えの取り下げ」を同地裁に申請。被告側が異議を申し立てると、同社は同二月に請求を一方的に放棄して敗訴を宣言した。

（SLAPP性）

* 開発行為への反対運動と提訴という公的意見表明を理由に提訴。

* 反対者の中から被告を意図的に選択した。

* 他の反対者や批判者に恐怖を与え「見せしめ」効果を及ぼした。

* 「当該の開発は公共の利益にプラスなのか、マイナスなのか」という本来の公的議題が、訴訟によって「反対派の提訴は不当提訴なのか」という別の議題に矮小化された。本来議論すべき議題が議論されないままになった。

5 取材源が標的にされた事例（オリコン訴訟）

原告 オリコン（東京都港区）

被告 烏賀陽弘道
提訴 ○六年一月

（概略）月刊誌「サイゾー」編集部デスクKは、烏賀陽に電話取材し、編集部文責の記事「ジャーニーズはVIP待遇!」を同誌○六年四月号に掲載した。「市場調査会社『オリコン』が有力芸能プロダクション『ジャーニーズ』のタレントに甘くヒットチャート操作している」と主張、その趣旨の補強材料として烏賀陽名義のカギカッコ付きコメントを引用した（烏賀陽は内容が不正確だとして掲載を断ったが、編集部は掲載を強行）。

「オリコン」社は「コメント部分だけが名誉毀損だ」と主張、烏賀陽だけを被告に名誉毀損で五千万円を求め提訴。記事の筆者、サイゾー編集部や出版社を被告から外した。が法廷外では同社社長名義で「烏賀陽氏が誤りを認

め謝罪するなら訴訟を取り下げる」とプレスリリースを出して訴訟の目的が損害の回復ではないことを公言した。烏賀陽側は訴訟権の乱用でオリコンを反訴した。

○八年四月、東京地裁はオリコンの主張を全面的に認めて一〇〇万円の賠償を烏賀陽に命じた。烏賀陽側は東京高裁に控訴。職権和解案に沿って、○九年八月にオリコンが請求を放棄するなどの条件で和解が成立した。

（SLAPP性）

* 報道の取材に答えるという公的意見表明を理由に提訴された。

* 被告を孤立させるため、複数の不法行為者の中から意図的に選択した。

* 他の反対者や批判者に「見せしめ」効果を及ぼした。

* 「オリコン社のヒットチャートの透明性は十分なのか」「信用できるのか」という本来の公的議題が、訴訟によって「文面の名誉毀損性」という別の議題に矮小化された。本来議論すべき議題が議論されないままになった。

三 アメリカでのSLAPP訴訟

被害防止法

こうした日本でのSLAPP被害の対策を考える材料として、アメリカの

Anti SLAPP Lawを紹介する。

連邦法レベルでのSLAPP被害防止法がない現況のアメリカでは、同法は州ごとに制定されている。州が違えば、SLAPP被害防止法の内容は微妙に違う。

(1) 成文法による州判例あるいは裁判所規則による州。カリフォルニア、ニューヨークなど二七州一地域のうち大半が成文法。判例はコロラド州など二州のみ。

(2) どんな「public speech」を保護対象とするか。カリフォルニア州はもともと広く、新聞、テレビなど「報道」もSLAPP被害防止法の保護対象にしている。職業ジャーナリストを保護対象にするかどうかは州によって違う。また、現在法改正によって報道を除外しようとしている州があるかと思えば、報道を保護対象に入れようとしている州もある。

カリフォルニア州をケーススタディに選んだ理由を先に説明しておこう。

①カリフォルニアは全米で人口がもっとも大きい（三七一七万人、全米人口の一二％）。②面積、南北に長く山が多い地形など地理条件が日本と似ている。③都市集中型の人口分布が日本と似ている（全米上位五〇都市のうち八都市がカリフォルニア州にある）。

④経済活動が活発。企業が多い。⑤よって訴訟件数が多い。⑥よってSLAPP関連の判例が全米でも数多く蓄積している。⑦人口増のため住宅区域が広がり続けている。そのため開発業者と環境保護団体や住民との間で紛争が起きやすい。⑧もともと市民運動が盛ん。SLAPP対策専門の団体、弁護士事務所が複数ある。⑨言論の自由を保護する法律（情報公開法、取材源証言拒否免責法など）が広範囲に整備されている。⑩全米でももっとも早くSLAPP規制法を制定した州のひとつ。⑪SLAPP被害防止法の保護対象が全米でもっとも広い。

さて、カリフォルニア州SLAPP被害防止法が施行されたのは一九九二年である。通称は「California Anti SLAPP Law」だが、正式には「California State Code of Civil Procedure 425.16~18」（カルフォルニア州民事訴訟法第四二五条一六〜一八項）である。つまり州民事訴訟法の一部を改訂することでSLAPP被害防止法として機能させているわけだ。

提訴された被告は「この提訴はSLAPPである」というmotion（動議、申し立て）を裁判所に提出できる。動議が出ると、裁判所は審理をストップする。

提訴がSLAPPかどうかを判定するに当たって、裁判所は次の二点を調べる。

第一段階 被告は「公共の利害（public interest）にかかわる問題で行われた意見表明（public speech）が訴訟の背景にある」ことを裁判所に示す。

第二段階 被告側の立証が終わると、立証責任は原告側に移る。原告は「訴訟に半分以上の確率で勝訴する蓋然性」（probability to prevail）を裁判所に示さなくてはならない。名誉毀損なら「actual malice」（現実の悪意）＝相手を故意に傷つけようとする憎悪が実際に形を伴って存在すること）を立証しなくてはならない。

（例）カリフォルニア州オロビル（サンフランシスコから北に車で四時間）山中にある住宅地で起きた訴訟。上水道の水源近くで行われた資源採掘工事に反対した住民たち、弁護士、環境団体などが採掘会社から一〇〇万ドルの損害賠償訴訟で提訴された。原告は「反対運動のホームページに掲載された現場の写真は企業秘密の漏洩」「写真撮影は建造物不法侵入」と主張。住民側は「この訴訟の背景には、採掘工事は是非をめぐる住民からの反対意見の表明がある。提訴は反対意見の表明への妨害である」と裁判所に示し

た。第二段階の立証責任に原告が失敗。裁判所は被告の動議を認めSLAPP被害防止法を適用、訴えを棄却。

SLAPP動議が認められ、提訴がSLAPPとして棄却されると、原告は被告の弁護士費用を負担しなくてはならない（金額は被告からの請求に基づいて裁判所が決定。満額認められるとは限らない）。つまり双方の弁護士費用が全部原告の負担になって跳ね返ってくる。この「弁護士費用の移転条項」（Attorney Fee Shift Division）はSLAPP被害防止法でもっとも重要な部分である。多くの州がこの条項を取り入れている。

なぜこうした条項があるのか。提訴されることで起きうる被告側最大の負担が弁護士費用だからである。一例を挙げれば、カリフォルニア州での弁護士報酬の相場は時給三五〇〜五〇〇ドル（時間払いが基本）。私がサンフランシスコで取材した判例では、反SLAPP動議が認められ、棄却された訴訟でも手付金で四五五〇〇ドル（四五〇万円）弁護士に払った訴訟があった。前出の採掘会社対住民運動のSLAPP訴訟では、住民側が払った負担は三〇〇ドル（法廷使用料）日本では「印紙代」だけだった。つまり、訴訟が長引けば長引くほど

弁護士費用がかさみ、被告の経済的負担は重くなる。弁護士費用が払えずに、判決で負ける前に持ち家を差し押さえられることもある。アメリカでは、この「家を失うこと」が訴訟を仕掛けられた時に起こる最大の経済的被害である。

「裁判所は多忙を極めている。どれか特定の民事訴訟の審理を優先すべきだ」という差をつけることは難しい。だから「この提訴はSLAPPの疑いがある。まず先にSLAPP性だけ審理してほしい」という『優先レーン』に入れるタグを裁判につける」。

この条項が被害防止に劇的な効果を発揮した理由は、弁護士費用の回収を容易にした点だ。企業など資金力のある組織に費用を払わせることで、SLAPP被害者の弁護をする弁護士側に高いモチベーションが生まれた。資金力のない市民でも、弁護士費用が払えないからといって沈黙に追い込まれる確率が減った。そして「SLAPP対策」という弁護士の専門が財政的に成り立つようになった。例えば、取材した同州のSLAPP対策専門団体「California Anti SLAPP Project」（弁護士三人、スタッフ一人。九一年発足）は、この条項を利用して、弁護士費用を原告側から取ることで団体を運営し

ている。○六年には首都ワシントンに反SLAPP連邦法を推進する「Public Participation Project」を開設した。

また、アメリカの民事訴訟の特徴に、お互いの証拠／証人を開示するよう請求する「discovery」という制度がある。弁護士は段ボールトラック一台分くらいの書類の山と格闘する。

この制度を悪用して、膨大な資料を請求して相手の弁護士費用をつり上げる作戦が使われる。SLAPP規制法は被告側の負担を防ぐため、discoveryに入る前に動議を出せるようになってる。

裁判所が動議を審理して決定を出すまでにかかる時間は一〜四ヶ月、長くても六ヶ月だ。SLAPP性の裁判所の決定に不満があるときは、双方が一回だけ控訴できる。控訴しても、その間審理はストップしたまま。だいたい一年以内に控訴審での決定が出る。

カリフォルニア州では、制定後も何度か細かい法改正が行われている。

二〇〇四年 保護対象から「commercial speech」（商用言論＝主に広告）を除外した。

二〇〇六年 SLAPP BACK 提訴を簡易化した。「SLAPP BACK」とは、SLAPPを提訴された被告側が、提訴で被った損害回復を求めて原告を反

訴すること。しかし、この反訴を「SLAPPだ」と主張してSLAPP被害防止法の適用を求めるとも理屈の上ではできてしまう。これでは永遠に終わらない提訴のサイクルになってしまつたため、原告が「反反訴」できないように禁止条項を定めた。

四 日本でSLAPP訴訟が起きるとなぜ権利の侵害なのか

カリフォルニア州のようなSLAPP被害防止法のない日本の民事裁判は、加罰や攻撃の手段として悪用することが容易にできてしまう。

手間の点でも金銭のコストの点でも民事提訴は裁判化が非常に容易だ。また、原告は裁判の内容を選択する自由度が被告に比べて非常に高い。つまり提訴側に有利な構造になっている。が、いったん提訴されると、その内容が正当であるかどうかとは無関係に、審理がほぼ間違いなく始まる（不当提訴なら審理の結果裁判所が棄却するという建前のため）。ゆえに、「提訴そのもの」が、原告の計画するのとおり、裁判コスト（弁護士費用、肉体的・精神的疲弊、時間の消費、収入の減少など）として被告に負わせられる。結果として被告への大きな加罰として機能

してしまふ。まとめてみよう。

(1) 民事訴訟は裁判所に「訴状」さえ持っていけば、弁護士でなくとも誰にでも、短時間かつ安価に起こせる。刑事裁判と違って、相手を裁判に巻き込むためのハードルが非常に低い。

(2) 誰を訴えるか（被告を誰にするか）は訴える側の自由。不法行為の共同行為者をすべて訴えることを裁判所は求めない。「スキヤングルの露見を防ぐために、マスメディアを訴えずに取材源だけを提訴する」などという手法も、正当な訴訟として受理される。

(3) 請求金額に合理的根拠は必要ない。しかも、提訴された側が応訴せずに放置すると、原告の主張を全額認めたとにされてしまう。多額の請求金額を恣意的に設定して相手を威嚇することができ。

(4) 民事訴訟の時効（三年）以内なら、いつ提訴するかは訴える側の自由。訴えられる側は常に不意打ち。

(5) (1)〜(4)のように、原告側には裁判の内容を決める広い自由が与えられているが、被告はそれを受動的に受け入れるしかない。

(6) 提訴内容が原告に一方的に有利であっても、裁判所は受理して審理を始めてしまう。審理が始まったとたん、弁護士費用、時間の消費、精神的

または肉体的疲弊など裁判コストが発生する。

(7) 審理が始まってしまつと、裁判所は弁護士費用や時間の消費など「法廷外で発生するコスト」を一切考慮しない。

(8) 裁判所は提訴とそれへの反論しか考慮しない。提訴の背景として法廷の外側にある公的問題（public issue）は一切視野に入れない。例えば、労働組合を結成した従業員をソフトウェアの著作権侵害で提訴しても、裁判所は「この提訴の背景には××社の従業員の解雇の是非という公的問題があるのだな」とは決して考慮しない。判決にも反映されない。

(9) 裁判所は原告と被告の間に力の差があつても考慮しない。企業が個人を被告に提訴する場合など、社会的強者が社会的弱者を提訴した場合、法廷での論争の有利不利にかかわらず、被告が裁判コストを負担しきれないという理由で訴訟継続を断念することがある。断念しても、相対的な負担感被告に不利である。

アメリカでSLAPP訴訟が社会問題化し、被害防止法の制定にまで至つた最大の理由は、それが最高法規である合衆国憲法で保障された公的発言の

自由 (free speech) を侵害すること
 が認識されたからだ。しかし一方、提
 訴そのものを制限することは、同じく
 憲法上の権利である「裁判を受ける権
 利」(the right to a jury 陪審を受ける
 権利)を侵害する可能性が生じる。
 両者はどちらも憲法上の権利であり、
 どちらも侵害するような立法が許され
 ない。カリフォルニア州で被害防止法
 に反対した建設や不動産業界団体(S
 LAPPで市民運動を抑え込む常連業
 界)などが根拠にしたのもこの「陪審
 を受ける権利の侵害」説だった。両者
 の解決策として同州は「提訴する権利
 は誰にでもある。しかし、裁判制度を
 悪用する権利は誰にもない」という見
 解を採用した。だから「提訴を受理し
 たあとに裁判所が訴訟内容のSLAPP
 P性を審理する」という手続になっ
 ている。

こうした「裁判を受ける権利」と
 「言論の自由」がどちらも憲法で保障
 されている重要な権利であることは日
 本も同じだ。したがってこの両権利を
 同時に守りつつSLAPP被害を防止
 する解決策として「カリフォルニア州
 方式」は非常に参考になる。

五 日本にSLAPP被害防止法 を導入する利益

日本にもSLAPP被害防止法を導
 入する理由は十分にある。まず一義的
 には国民の公的発言の権利および自由
 という憲法上の権利侵害を防止あるい
 は抑止することができるからだ。

また、SLAPP提訴はノーチェッ
 クの権力行使として機能してしまう。
 SLAPPを放置することは恣意的な
 権力の濫用を放置することと同じであ
 る。民事提訴には実質上「チェック&
 バランス」のメカニズムが存在しな
 い。これを放置することは民主主義あ
 りいは法治主義社会として不健全だ。
 また、こうした裁判制度の悪用を排
 除または抑止することで、裁判所の資
 源の浪費を軽減できる。

そして究極的には、市民の公的発言
 の自由への障害がひとつ排除され、民
 主主義的自由の質が向上するだろう。
 最後に箇条書きにしてまとめてお
 く。

- (1) 本来の公的問題 (public issue) が議論される。SLAPPによって公的議論が封じられたまま放置されるこ
 とは、長期的には公共の利益 (public interest) を損なう。これを回避でき

る。

- (2) 「公的発言の自由」という憲法
 二一条が保障する権利の侵害を防止で
 きる。

- (3) 審理に値しない訴訟を早期に排
 除することで、裁判所の過重な事務負
 担を軽減できる。税金の無駄遣いを是
 正できる。

- (4) 「民事提訴を攻撃の手段として
 悪用する」というチェックのない権力
 の濫用を防げる。

- (5) 現状では、裁判コストの負担能
 力によって公的発言の権利が差別され
 ている。この不健全な権利の不平等を
 是正できる。

- (1) "SLAPPs: Getting sued for speak-
 ing out" George W. Pring and Penelope
 Canan, Temple University Press, 1996.
- (2) 東京地裁平成一八年(ワ)第二五八
 三二号、損害賠償請求事件。訴状、東京地
 裁判決文、控訴理由書は筆者が運営するウ
 エブサイト「SLAPP訴訟情報センタ
 ー」(<http://slapp.jp>) からPDFファイル
 でダウンロードできる。東京高裁での原告
 が請求を放棄するまでの過程、和解調書は
 筆者の個人ウエブサイト「うがやジャーナ
 ル」(<http://ugaya.com>) からダウンロー
 ドできる。
- (3) Pring and Canan, 前掲書。
- (4) 例外的な「SLAPP」の報告とし
 て、綿貫芳源・筑波大学名誉教授の論文が
 月刊誌「法律のひろば」(きょうせい)に
 一九九七年数回連載されている。インタ-

ネットの検索でわかった。

- (5) 東京地裁平成二〇年(ワ)第二二六
 六号、損害賠償請求等事件。関係書類は
 筆者が運営するウエブサイト「SLAPP
 訴訟情報センター」(<http://slapp.jp>) から
 PDFファイルでダウンロードできる。
- (6) テレビ朝日。〇八年六月八日放送。
- (7) 講談社。〇八年六月二八日号、同年
 七月二二日号。なお原告は「週刊朝日」
 (朝日新聞出版) 同年七月一八日号の同行
 に関する記事も訴訟に含めているが、被告
 側はこの記事は無関係と主張。
- (8) 東京地裁平成一九年(ワ)第二四五
 七二号、損害賠償請求事件。訴状を前掲ウ
 エブサイト「SLAPP訴訟情報センタ
 ー」からダウンロードできる。
- (9) 東京地裁平成一七年(ワ)第九八四
 号、損害賠償請求事件。同上。
- (10) 鹿児島地裁平成二〇年(ワ)第三七
 号、損害賠償請求事件。同上。
- (11) SLAPP訴訟への対策を専門とす
 るMark Goldowitz弁護士への筆者インタ
 ビュー。 <http://www.caspanet/>
- (12) Gene Wong (Chief Counsel to the
 Judicial Committee of California Senate)
 への筆者インタビュー。二〇一〇年二月一
 日、カリフォルニア州サクラメントの同
 州上院で面談。
 (うがや・ひろみち ジャーナリスト)

